

改正民法における 債権法と相続法 について

講師プロフィール

森田 雅也 東京弁護士会

経歴

- 2003年 千葉大学法経学部法学科 卒業
- 2007年 上智大学法科大学院 卒業
- 2008年 弁護士登録
- 2008年 中央総合法律事務所 入所
- 2010年 弁護士法人法律事務所オーセンス 入所

実績

年間**3,000**件を超える相続・不動産問題を取り扱い多数のトラブル事案を解決。

「相続 × 不動産」という総合的視点で相続、遺言セミナー、執筆活動を行っている。

講師プロフィール

■ 連載・講師

- ・ 全国賃貸住宅新聞 法律コラム「法律エクスプレス」連載
- ・ 「賃貸住宅フェア」ほか不動産会社・家主向けセミナー講師
- ・ 外資系生命保険会社向け講師 など多数

■ 監修書籍

- ・ 自主管理型一般家主の賃貸経営バイブル
『自分でできる「家賃滞納」対策』 (中央経済社)
- ・ 自筆証書遺言の作成をわかりやすくサポート
『遺言書キット』 (コクヨS&T)
- ・ 「もしもの時」に備えながら日常生活でも役立つ
『エンディングノート』 (コクヨS&T)

目次

■ 債権法改正のポイント

- 1 債権法改正の概要
- 2 不動産賃貸実務に与える影響
- 3 不動産売買実務に与える影響
- 4 債権法改正の対応

■ 相続法改正のポイント

- 1 相続法改正の概要
- 2 相続法改正の詳細

債権法改正のポイント



1.債権法改正の概要

1. 債権法改正の概要

1. 債権法改正の経緯

民法制定から約120年間、債権法は大きく改正されず
現在の社会・経済は、民法制定時とは全く違うものに

取引の高度化・複雑化、高齢化、情報化社会の進展



現代社会にあったルールを設ける必要性から、
債権法の見直しに関する議論が盛んに

1. 債権法改正の概要

- 民法が対応していない部分を、判例法理・解釈論でカバー
 - 条文には書かれていない重要なルールが数多く発生
 - 国民にとって、民法は分かりづらく、使いにくいものに
-



積み上げられた判例法理・解釈論を明文化して、
国民に分かりやすく、使いやすい民法にする必要性

1. 債権法改正の概要

2. 債権法改正の概要

< 5つの重要な改正事項 >

- ①消滅時効規定の見直し
- ②法定利率に関する見直し
- ③保証に関する見直し
- ④債権譲渡に関する見直し
- ⑤約款に関する規定の見直し

1. 債権法改正の概要

① 消滅時効規定の見直し

職業により異なっていた短期消滅時効期間

例

飲食料・宿泊料債権・・・1年

弁護士の報酬債権・・・2年

医師の診療報酬債権・・・3年



複雑でわかりにくく、期間の違いに合理的根拠なし

1. 債権法改正の概要

改正後の短期消滅時効期間

- 原則

「知ったときから 5年」

「権利を行使することができる時から 10年」

- 生命・身体の侵害による損害賠償請求権

「知ったときから 5年」

「権利を行使することができる時から 20年」

1. 債権法改正の概要

② 法定利率に関する見直し

- 現代社会に適合する法定利率へ

法定利率を年3%に統一（民法第404条第2項）

約定（年14.6%など）がなければ、賃料等の遅延損害金も低額化



確実に遅延損害金の割合について約定することが必須

緩やかな変動制の導入（3年ごとに見直し）

商事法定利率を廃止（民事・商事、共に3%に統一）

1. 債権法改正の概要

中間利息控除にも法定利率を適用（民法第417条の2）

交通事故等の損害賠償等では、事故発生時の法定利率を適用し中間利息を控除する



交通事故の後遺障害逸失利益は高額化

1. 債権法改正の概要

③ 保証に関する見直し（不動産法務に係るものは後述）

● 事業用融資における第三者個人保証の制限

公証人が、保証人本人から、**直接意思確認することが必要**になる。これがない場合は、**保証契約は無効**。

例外）主債務者との関係で「第三者」とは言い難い場合

- ア. 主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等
- イ. 主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等
- ウ. 主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の法律上の配偶者

1. 債権法改正の概要

④ 債権譲渡に関する見直し

- 将来債権譲渡が可能であることを明文化
- 債権譲渡禁止特約に関する規定を整備

債権譲渡禁止特約があっても、債権譲渡は有効（預貯金債権を除く）

他方で、債務者の弁済の相手方を固定することへの期待も保護

債務者は、譲渡人に対する弁済をもって譲受人に対抗することができる。

譲受人保護の規定の追加

債務者が譲受人から譲渡人への履行の催告を受け、相当の期間内に履行をしないときは、債務者は譲受人に対して履行をしなければならなくなる。

1. 債権法改正の概要

⑤ 約款に関する規定の新設

- ・ 民法において定型約款を定義
 - 定型約款は「定型取引」において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう（民法第548条の2第1項）
 - 不動産賃貸借契約・不動産売買契約は定型取引ではない！
- ・ 定型約款の組み入れ要件を明確化
- ・ 定型約款を変更できる要件を明確化

2.不動産賃貸借実務に与える影響

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

① 保証に関すること (個人保証の場合に限る)



個人保証における包括根保証禁止の対象範囲が拡大

貸金等債務を主債務に含まなくても、包括的個人根保証は不可
すべての個人根保証で、極度額の定めがなければ無効に！

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

改正前は、賃借人の賃料支払債務は貸金等債務にあらず、極度額の定めがなくても、保証契約は有効であった



改正により、

賃貸借契約における保証契約でも極度額の定めが必須に！

(民法第465条の2第2項)

極度額の定め例

賃貸借契約締結時の賃料の24か月分 など

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

改正前

私は、甲乙間の賃貸借契約に伴い、乙が甲に対して負っている賃料支払債務につき、連帯して保証します。

連帯保証人 甲野 太郎 印

※ 特に、極度額の定めが無くても、連帯保証契約の効力が認められた。

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

改正後

私は、甲乙間の賃貸借契約に伴い、乙が甲に対して負っている賃料支払債務につき、極度額100万円を限度として、連帯して保証します。

連帯保証人 甲野 太郎 印

※ 極度額の定め（今回は100万円）が無いと、契約自体が無効になる。



個人の連帯保証人を保護！

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

Q. 施行日前に締結された賃貸借契約に付随する極度額の定めのない保証契約は、施行日後に賃貸借契約を更新した場合、極度額の定めがないものとして無効となる？

A. 合意更新や法定更新として更新されているのはあくまで賃貸借契約であるので、保証契約が更新されているわけではない（法務省一問一答民法384頁・附則21条1項）。そのため、保証契約については、保証契約締結時の旧法が適用されると思われる。

しかし、保証契約自体も新たに締結がなされたと評価される場合などは、事案によっては、新法適用の可能性がある。

→ 裁判例の集積を待つ必要あり

→ **保証契約が無効になるリスクを考えると、賃貸借契約更新時に改めて極度額を定めた保証契約を締結することも検討すべき**

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **元本の確定事由を新たに規定**（民法第465条の4第1項）



- ア. 借借人または保証人が死亡したとき
- イ. 保証人が破産したとき
- ウ. 保証人の財産に強制執行等がされたとき

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **賃借人**(事業のために物件を賃借する者に限る)**による財産状況の説明義務の規定の追加** (民法第465条の10第1項)

個人保証人の場合に、賃借人は、

- ア. 賃借人の**財産**や**収入**
- イ. 借りる不動産の**家賃等以外に賃借人に債務がある**ときは、その**金額**や**履行状況**
- ウ. 借りる不動産の家賃等のため**担保を設定する**ときはその内容

を、契約締結時に**保証人に説明**しなければならない。

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

情報提供義務違反がある場合、保証人は保証契約を取り消せる

民法第465条の10第2項

債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる



**賃貸人としては、事前に、賃借人が保証人に対して
どのような説明をしたのかを把握する必要性あり**

2. 不動産賃貸借実務に与える影響



契約の見直しポイント

条項例

第〇条

賃借人は、保証人に対し、本契約締結日までに、次に掲げる事項に関する情報提供をしたこと、及び当該情報が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。保証人は、本契約締結日までに、書面をもって次に掲げる事項に関する情報の提供を受けたこと、及び事実と異なる情報の提供を受けていないことを表明し、かつ保証する。

- (1) 賃借人の財政及び収支の状況
- (2) 賃借人が他に負担する債務の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 賃借人が担保として他に提供し、又はしようとする旨及び内容

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **賃貸人の保証人への説明義務**

保証人から請求があったときは、賃貸人は遅滞なく、家賃の履行状況や滞納金額等を伝える義務がある
(民法第458条の2)

情報提供義務違反により保証人に損害が生じた場合、
賃貸人は賠償する義務を負う



賃貸人としては、保証人から請求された場合に備えて、日ごろから履行状況、滞納金額等を把握しておく必要性あり

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **賃借人が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務**

賃借人が滞納賃料について期限の利益を有する場合で、賃借人が期限の利益を喪失したときは、賃貸人は個人保証人に対し、2か月以内にその旨を通知する義務がある
(民法第458条の3第1項)

情報提供義務を守らなければ、実際に連絡をしたときまでの遅延損害金は請求できなくなる
(民法第458条の3第2項)



賃貸人としては、賃借人の履行状況を常に把握し、通知の準備をしておく必要あり

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

② 賃貸人の地位の移転に関すること

- 賃貸借契約期間中に賃貸人が賃貸物件を売却した場合の賃貸人たる地位の移転についての判例法理を明文化

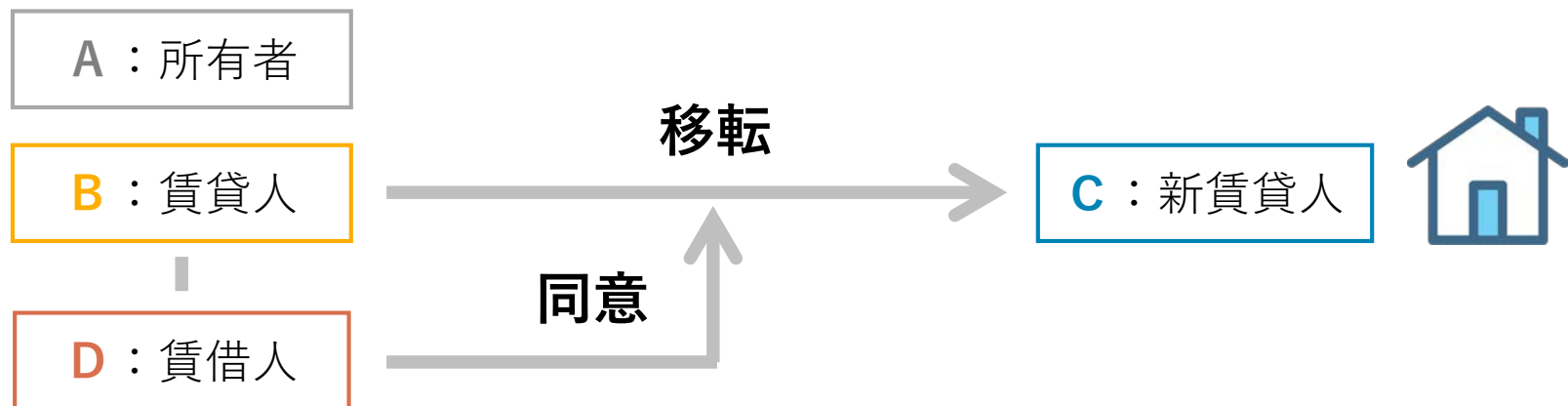
(民法第605条の2)

- ✓ 原則、買主に賃貸人たる地位が移転する（賃借人の同意は不要）
- ✓ 賃料を請求するには、所有権移転登記を備えることが必要
- ✓ 売主買主間で、賃貸人の地位を売主に留保する旨の合意も可能



2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- ただし、物件の所有者に変更はなく、賃貸人のみに変更がある場合には賃借人の同意が必要
(サブリースを新たに組み込む場合や、サブリース業者を変更する場合など)
- 物件売却前に賃借人が支払った必要費・有益費は、買主
(新賃貸人)の負担となることを明記
(民法第605条の2第4項、608条1項、2項)
- 敷金返還義務も、買主(新賃貸人)が負うことを明記
(民法第605条の2第4項、622条の2第1項)



2. 不動産賃貸借実務に与える影響

③ 敷金に関すること（判例法理を明確化）

民法で敷金を定義（民法第622条の2第1項）

「敷金」

いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に対し交付する金銭

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **敷金の返還時期＝明渡時であることを明文化**
(民法第622条の2第1項第1号)
- **賃貸目的物の明渡しまでは、敷金の返還義務がない**
- **契約が終了しても、明渡しまでは敷金を返還する必要なし**

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- 敷金の返還額＝敷金から賃借人の賃料債務やその他の債務を控除した額である（民法第622条の2第1項）
- 賃借人からは、未払い賃料を敷金返還債務と相殺するように請求することはできない（民法第622条の2第2項後段）
- 敷金返還請求権が第三者に差押えられても、賃貸人は賃借人の賃料債務と相殺できる
- 賃貸人の債権者が、賃料請求権を差し押さえた場合でも、敷金は当然に充当され、その範囲においては賃料請求権は消滅する

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

④ 原状回復に関すること

- **原状回復義務に関する判例法理を明文化**

通常の使用により生じた損傷、経年劣化、賃借人に帰責性のない損傷は賃貸人が負担（賃借人に原状回復義務なし）

- ※ **ただし、改正後の規定も任意規定であり、特約は締結可能他方で、判例によれば、賃借人が負う原状回復義務が具体的に明示されていないのであれば、特約は無効になる（抽象的に原状回復義務を負うと定めても無効）**



賃貸借契約書で具体的に賃借人が原状回復義務を負う範囲について定めておく必要あり

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

- **賃借人が賃貸物件に付属させたものの収去義務の規定を追加**



取り外し可能なもの(エアコンなど)は、賃借人が退去時に撤去する義務があることに

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

⑤ サブリースに関すること

- **賃貸人が転借人に対し賃料を直接請求できる範囲を明文化**
原賃貸借契約、転貸借契約に定められた賃料のいずれか安い方を直接請求できる
- **原賃貸借契約が解消されたときの転貸借契約の帰趨について明文化**

原賃貸借契約が合意解約

→ **転貸借契約は残る**（原賃貸人が賃貸人になって残る）

原賃貸借契約が債務不履行により解除

→ **転貸借契約は残らない**

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

⑥ 修繕義務、修繕権に関すること

- **賃貸人が修繕義務を負わない範囲を明文化**

原則として、賃貸人に修繕義務あり

賃借人の責めによる損傷の場合、賃貸人に修繕義務なし

- **賃借人の修繕権を明文化**

原則修繕権を持つのは、賃貸人

賃借人は、次の場合のみ自ら修繕可能

(修繕費は賃貸人に請求可能)

ア. 賃貸人に修繕を要求したのに相当期間内に修繕しない場合

イ. 急迫の事情がある場合

2. 不動産賃貸借実務に与える影響

⑦ 一部使用不能の場合の賃料に関すること

・ 一部使用不能になった場合の賃料

→ 改正法では、賃借人の責めによらない一部使用不能の場合は、「当然に減額される」と規定

→ 賃借人から、突如、賃料が「当然に減額された」と主張される可能性がある

・ 賃貸物件の一部が使用不能になった場合の解除

賃借人の責めによる一部使用不能であっても、それが原因で、賃貸借契約の目的に応じた使用ができなくなった場合は、賃貸人・賃借人ともに賃貸借契約を解除できると規定

2. 不動産賃貸借実務に与える影響



契約の見直しポイント

条項例

第〇条

賃借物件の一部が滅失したことにより使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃料の減額について協議することを求めることができる。なお、民法611条1項の規定は適用はしない。

3. 不動産売買実務に与える影響

3. 不動産売買実務に与える影響

① 瑕疵担保責任（民法第562条～第570条）

ア. 改正法では「契約不適合」責任に



売主が買主に引き渡すべき契約の目的物が、性状及び品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、一種の債務不履行として法的責任を負う

3. 不動産売買実務に与える影響

→ 信頼利益のみならず、履行利益が認められる可能性が高い

信頼利益：契約が有効に成立していると信頼したために失ってしまった利益

履行利益：元々給付すべき内容の履行があったなら、債権者が得られたであろう利益

Ex.分譲地として販売されたが、土地に廃棄物がある場合

→ 撤去費用のみならず、転売利益の賠償義務が生じる可能性が高くなる

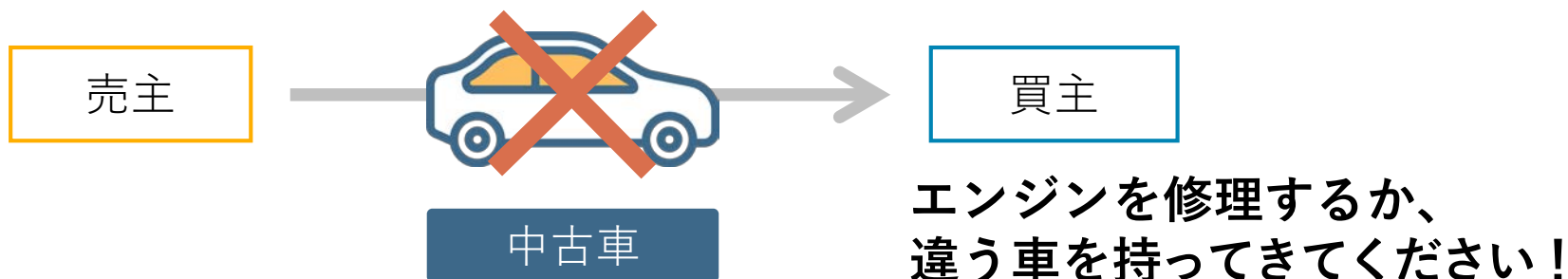
3. 不動産売買実務に与える影響

イ. ㊦損害賠償請求権 ㊧解除権に加えて、

- ㊨ 代替物又は修補を請求する「追完請求権」
- ㊩ 「代金減額請求権」

を新設

代金減額請求：数量だけでなく種類・品質の不適合にも拡張
→算定方法や評価基準時（契約締結時か引渡時）を定めておく必要



3. 不動産売買実務に与える影響

- 売主が損害賠償責任を負わない場合でも、買主は、売主に対して、追完請求をすることができる
(Ex. 売主に、債務不履行の帰責事由がない場合)
- 売主が追完請求に応じないのであれば、買主は代金減額請求をすることができる

3. 不動産売買実務に与える影響

ウ. 債務不履行による損害賠償請求（民法第415条）

- 「帰責事由の不存在」の立証責任が債務者にあることを明文化

- 債務者が契約責任を回避できる場面は限定される
- 契約書に書かれたことが守れなかった場合、債務者は事実上契約責任を問われる

3. 不動産売買実務に与える影響

エ. 債務不履行解除（民法第541条、第542条）

- 「債務者の帰責事由」がなくても解除できることを明確化（民法第543条）
- 軽微な不履行による解除が制限されることを明文化
- 無催告解除と催告解除を両方できる場合、解除権者は選択的に解除できる

買主の救済方法	買主に帰責事由あり	双方帰責事由なし	売主に帰責事由あり
損害賠償	不可	不可	可能
解除	不可	可能	可能
追完請求	不可	可能	可能
代金減額	不可	可能	可能

3. 不動産売買実務に与える影響

② 危険負担制度の廃止



改正法では、買主（債権者）は反対給付の履行を拒める（民法第536条第1項）

また、債務の履行（家の引渡し）がないので、契約解除もできる（民法第541条）

→ 売主（債務者）が危険を負担することに

3. 不動産売買実務に与える影響

③ 原始的不能（契約締結前から目的物滅失）

改正法は、契約は有効であることを前提として、
損害賠償・解除により問題解決をすることにした
(民法第412条の2第2項)



信頼利益の賠償 → 履行利益の賠償

なお、履行不能契約は無効とする旨特約があれば無効となる場合もある

4.債権法改正への対応

4. 債権法改正への対応

改正債権法への対応



- ◎ 上記①については、実務対応の検討が必須
上記②については、原則として内容の再確認と形式の変更を検討
- ◎ 今回の改正のうち半分以上は、従来のルールを明文化した規定
- ◎ 債権法改正が判例・実務に与える影響を注視する必要がある

4. 債権法改正への対応

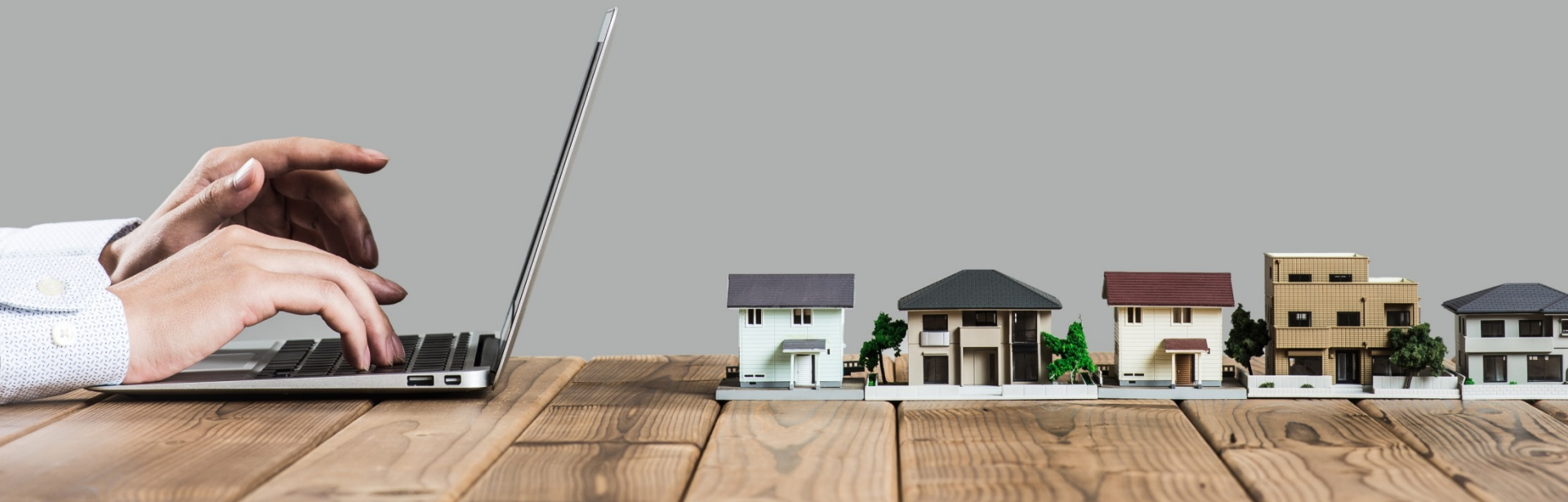


改正債権法の施行

2020年4月1日から施行されている

- ・ 契約日基準 – 契約締結が2020年4月1日より前か後か

相続法改正のポイント



1.

相続法改正の概要

1. 相続法改正の概要



改正相続法の施行

- ① 自筆証書遺言の方式緩和の方策
2019年1月13日施行
- ② 原則的な施行期日
2019年7月1日施行
- ③ 配偶者居住権・配偶者短期居住権の新設
2020年4月1日施行
- ④ 自筆証書遺言の保管制度
2020年7月10日施行

1. 相続法改正の概要

改正のポイント

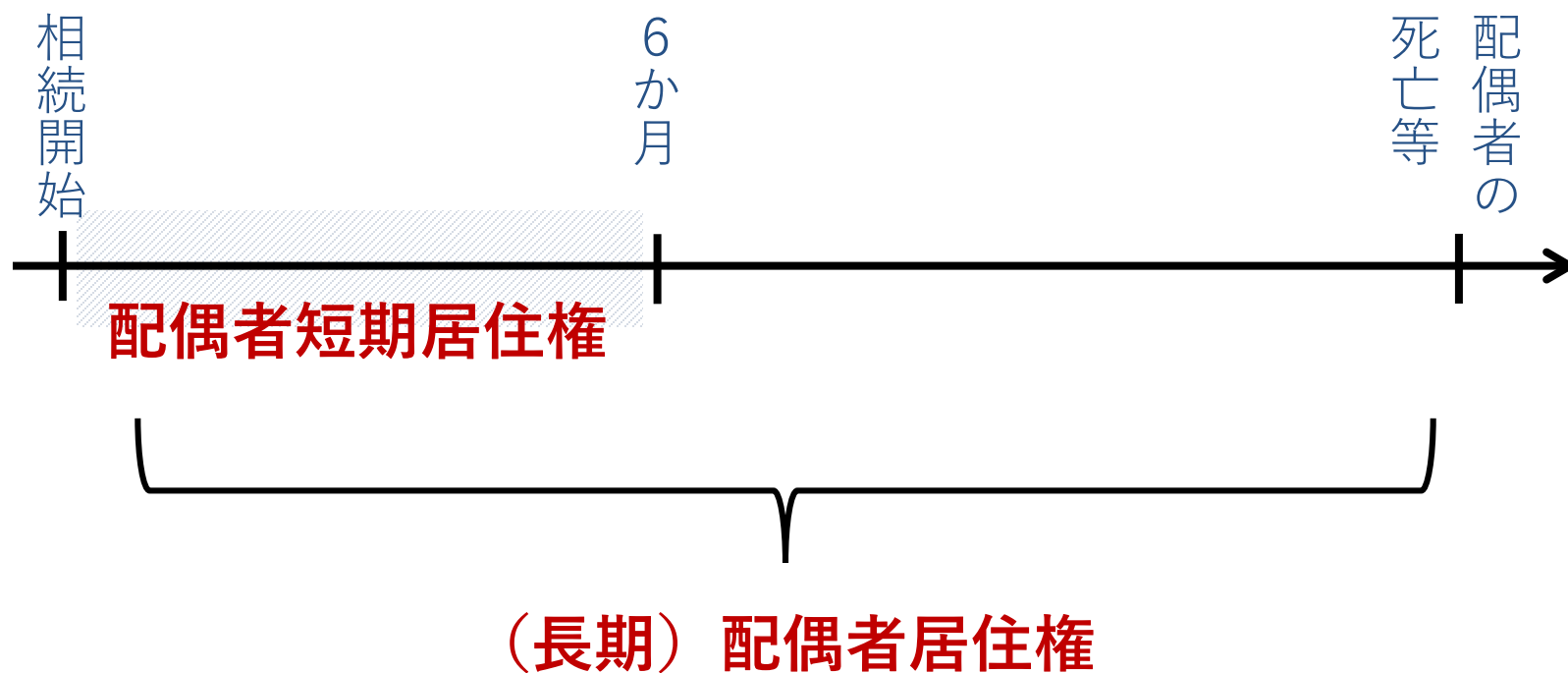
- 1) 配偶者の居住権の保護
- 2) 遺産分割に関する見直し
- 3) 遺言制度に関する見直し
- 4) 遺留分制度に関する見直し
- 5) 相続の効力等に関する見直し
- 6) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の創設

2.

相続法改正の詳細

1. 配偶者の居住権の保護

- 被相続人が死亡した後、配偶者の居住環境を保護するためには、居住建物について、配偶者が何らかの権利を有している必要がある
→ 「(長期) 配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」を新設した



1. 配偶者の居住権の保護

① (長期) 配偶者居住権

要件

- ① 被相続人の財産に属した建物に
- ② 相続開始時に
- ③ 無償で
- ④ 居住していた

効果

配偶者は、終身、居住建物を使用・収益できる

方法

- 審判による遺産分割
- 遺言による遺産分割・遺贈

1. 配偶者の居住権の保護

要件

① 被相続人の財産に「属した」建物



被相続人が単独所有していた場合だけでなく、
配偶者と共有していた場合でも可

1. 配偶者の居住権の保護

効果

原則、配偶者の終身まで、居住建物を使用・収益できる

➡ 善管注意義務

必要費（修繕費、固定資産税等）の負担

所有者は登記義務（○対抗力）

➡ × 譲渡、× 無断転貸

違反がある場合、相当期間を定めて是正勧告をしても、配偶者が是正しなければ、配偶者居住権は消滅

1. 配偶者の居住権の保護

終了

**用法遵守義務などに違反
配偶者が死亡
無断増改築又は無断転貸
居住建物の全部滅失など**

1. 配偶者の居住権の保護

② 配偶者短期居住権

要件

(長期) 配偶者居住権と同じ

効果

一定期間、無償で、居住建物を「使用」できる

(遺産分割すべき場合)

- ・ 分割による建物の帰属確定日
- ・ 相続開始から6か月経過日

いずれか遅い日まで

(遺産分割すべき場合以外)

- ・ 相続又は遺贈により取得した人が、
短期居住権の消滅を申し入れた日から、6か月を経過する日まで

1. 配偶者の居住権の保護

要件

(長期) 配偶者居住権と同じ



**被相続人が異なる意思表示をしていても、
法律上当然に、居住権が発生する**

1. 配偶者の居住権の保護

効果

居住建物を、
「一定期間」「無償で」「使用」できる

➡ 善管注意義務

必要費（修繕費、固定資産税等）の負担

➡ × 収益 × 対抗力、 × 譲渡、 × 第三者の使用

1. 配偶者の居住権の保護

終了

存続期間の満了 (民法第1037条)

用法遵守義務などに違反

配偶者が死亡

(長期) 配偶者居住権を取得

1. 配偶者の居住権の保護

配偶者居住権の評価

配偶者が配偶者居住権を取得



その財産的価値に**相当する価額を相続したもの**
として扱われる

1. 配偶者の居住権の保護

相続税法上の配偶者居住権の評価



配偶者居住権を取得

➡ 建物の時価 - 建物の時価 × $\frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}}$
× 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

敷地の利用権を取得

➡ 土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

配偶者居住権付建物所有権を取得

➡ 建物の時価 - 配偶者居住権の価額

敷地の所有権を取得

➡ 土地等の時価 - 敷地の利用権の価額



自宅 (2000万円)

配偶者居住権



負担付所有権



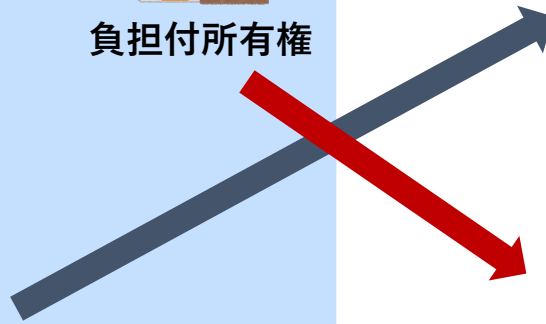
現金 (3000万円)



配偶者居住権
(1000万円)



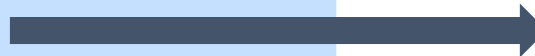
現金
(1500万円)



負担付所有権
(1000万円)



現金
(1500万円)



2. 遺産分割に関する見直し

① 仮払い制度の創設

→ 遺産に属する預貯金債権を単独行使できる
(ただし、限度額あり)

● 権利行使された預貯金債権

預貯金を引き出した共同相続人が取得したものとみなす

● 限度額

1つの金融機関から引き出せる金額は150万円まで

1つの金融機関に複数の口座がある場合は合計150万円
(民法第909条の2、平成30年法務省令第29号)

2. 遺産分割に関する見直し

相続税上のポイント

一部分割されたものとして申告

∴一部分割により取得したものとみなされる



全部の分割が未了であっても同様

2. 遺産分割に関する見直し

② 保全処分の要件緩和

要件

相続財産に属する
債務の弁済

相続人の
生活費の支弁

その他事情

遺産に属する預貯金を行使する必要

2. 遺産分割に関する見直し

効果

裁判所は、
遺産に属する預貯金債権の全部又は一部を
仮に取得させることができる。

➡ 家庭裁判所を介さずに、引き出すことを許容した（民法909条の2）



単独で行使できる額を上回る部分を取得するには、
家庭裁判所の手続を経る必要がある
（家事事件手続法第200条第3項）

2. 遺産分割に関する見直し

相続税上のポイント

未分割として申告

∴本制度による取得は仮の取得

2. 遺産分割に関する見直し

③ 遺産分割前における遺産を処分した場合の遺産の範囲

共同相続人が、遺産分割前に、遺産に属する特定の財産を処分

共同相続人全員の同意

※ 処分をした相続人の同意は不要

処分された財産が、遺産分割時に、遺産として存在したとみなすことができる（処分財産の代償財産は除く）

2. 遺産分割に関する見直し

- ④ 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

原則として、

一部分割が許容されることを明示
(家庭裁判所において遺産の一部のみを分割することも可能に)

2. 遺産分割に関する見直し

⑤ 遺産分割における配偶者の保護

要件

- ① 婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、
- ② 居住用の土地・建物の遺贈・贈与を行った



効果

被相続人が持戻し免除の意思表示をしていなくても
持戻し免除の意思表示をしたと推定する

3. 遺言制度に関する見直し

① 自筆証書遺言の方式の緩和、遺言保管制度の新設

改正前の問題点

遺言者の最終意思の确实さを担保すべく、自書性・要式性を厳格に要求



厳格な自筆要件を貫徹すると簡便さを損なう

3. 遺言制度に関する見直し

遺言事項

自書性を要求（改正前と同様）

財産目録

**ワープロ書き・登記事項証明書等の写し添付・代筆等が可能
（各葉に署名・捺印が必要）**

3. 遺言制度に関する見直し

法務局における保管制度が新設された



検認は不要に

3. 遺言制度に関する見直し

② 遺贈の担保責任

改正債権法と同様に、契約不適合責任となる

③ 遺言執行者の権限を明確化

遺言の執行を遺言執行者に委ねることにより、遺言の適正かつ迅速な執行の実現を可能とする制度

- ➡ 相続人との利害対立、相続人間の意見の不一致、一部の相続人の非協力などの場合でも対応可能に
- ➡ 遺言者の意思と相続人の利益とが対立する場合などでも、あくまで遺言者の意思を実現するために行動すれば足りる

ex.遺留分を侵害するケース

4. 遺留分制度に関する見直し

**遺留分請求の効果を、
物権的效果から、債権的效果へと変更**



- 「遺留分侵害額請求権」に名称変更
- 遺留分侵害額請求に対する履行について、
裁判所が履行の期限を設定できるように

5. 相続の効力等に関する見直し

① 法定相続分を超える部分について対抗要件を要求



- 相続させる遺言（特定財産承継遺言）に関する判例を一部変更
- 特定財産承継遺言でも、相続分の指定でも、相続により取得した権利の全体について対抗要件を備える必要がある（民法第899条の2第1項）

5. 相続の効力等に関する見直し

② 遺言執行者がある場合における規律

遺言執行者がいる場合



遺言執行者の行為を、相続人は妨害できない
相続人がした妨害行為は無効となる

(民法第1013条)

※ ただし、善意の第三者には、無効であることを対抗できない

6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための の方策の創設

特別寄与者による特別寄与料の請求を新設（民法第1050条）

「相続人ではない被相続人の親族」が、被相続人に対して、無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした場合



**相続開始後、相続人に対して、寄与に応じた額の
金銭（特別寄与料）の支払いを請求できる**

- ※ 請求期間：相続の開始及び相続人を知ったときから6か月、または相続開始時から1年

FAQ

Q. 事実婚、同性カップルについて適用は？

A. 配偶者居住権、特別寄与の規定ともに×

- ・ 配偶者居住権の「配偶者」とは、法律上、被相続人と婚姻をしていた配偶者をいうため
- ・ 特別寄与者については、特別寄与者に該当するかの判断を容易にするため

Q. 2019年1月13日(自筆証書遺言に関する改正法施行日)より前に作成された遺言書の、同日以降の効力は？

A. 改正前民法によって有効性が判断される

- ・ 相続開始が施行日以後でも、施行日前に作成された遺言については、改正法が適用されない（改正法附則6条）

名称
設立日

弁護士法人法律事務所オーセンス 第二東京弁護士会所属
2005年(平成17年)1月15日

六本木オフィス
TEL / FAX

〒106-0032 東京都港区六本木4-1-4 黒崎ビル7階
03(3585)2666 / 03(3585)2667

東京オフィス
TEL / FAX

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-2 マルヒロ日本橋ビル10階
03(6706)4099 / 03(6262)1445

新宿オフィス
TEL / FAX

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-3-17 新宿第1アオイビル8階
03(6706)4077 / 03(6258)0576

北千住オフィス
TEL / FAX

〒120-0034 東京都足立区千住4-19-11 サーパスビルディング4階
050(2018)2208 / 03(5284)5813

横浜オフィス
TEL / FAX

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-20 相鉄KSビル6階
050(2018)2021 / 045(326)4467

千葉オフィス
TEL / FAX

〒260-0028 千葉県千葉市中央区新町1-17 JPR千葉ビル11階
050(2018)2803 / 043(204)5727

大阪オフィス
TEL / FAX

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング6階611号室
06(7777)3066 / 06(4397)3666

弁護士数 / スタッフ数

67名 / 159名 ※2021年3月現在

取扱い分野

相続 遺産分割協議、遺留分請求、相続放棄、相続に関するトラブル、遺言書作成、事業承継、生前対策 など

不動産 建物明渡訴訟、未払い賃料の回収、老朽化物件の立退き交渉、契約書の作成・レビュー、隣人との境界をめぐるトラブル、賃料交渉トラブル、定期借家契約に関する相談、不動産に関する売買、仲介に関するトラブル相談 など

企業法務、契約書作成、労務問題、知的財産権、債権回収、事業承継、離婚相談、交通事故相談 など

関連会社

弁護士ドットコム(株) 日本最大級の法律相談ポータルサイト 「弁護士ドットコム」を運営